

---

---

◇◇◇◇ **日本臨床検査技師連盟だより** ◇◇◇◇

---

---

## 参議院議員選挙において公職選挙法違反者

第19回参議院議員選挙で医療関係の候補者は、当連盟が推薦した自民党比例区で日本医師連盟推薦の武見敬三氏、日本看護連盟推薦の清水嘉与子氏、日本薬剤師連盟と製薬業界が推薦した藤根基之氏が当選した。今回の選挙は非拘束名簿方式を用いた初の選挙で、各団体の政治力が問われる選挙になったが、選挙違反者もでた。マスコミによる捜査報告では、候補者の後援会に入会するよう勧誘したり、後援会入会申し込み書やビラ配りをした疑いである。公職選挙法では、公務員の地位利用による選挙運動を次のとおり禁止しているので条文を読み注意していただきたい。

### 公職選挙法の一部抜粋

(公務員等の地位利用による選挙運動の禁止)

第136条の2 次の各号の1に該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。

- 1 国又は地方公共団体の公務員
  - 2 日本道路公団、緑資源公団、石油公団、地域振興整備公団、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団、水資源開発公団、国民生活金融公庫、住宅金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫の役員若しくは職員、首都高速道路公団、阪神高速道路公団若しくは本州四国連絡橋公団の管理委員の委員、役員若しくは職員又は都市基盤整備公団の運営委員会の委員、役員若しくは職員（以下「公団等の役職員等」という。）
  - 2 前項各号に掲げる者が公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にあるの者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的をもって次の各号に掲げる行為又は公職の候補者若しくは公職の候補者になろうとする者（公職にある者を含む。）である同項同号に掲げる者は公職の候補者として推薦され、若しくは支持される目的をもって次の各号に掲げる行為は、同項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。
    - 1 その地位を利用して、公職の候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
    - 2 その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画に実施について指示し、若しくは指導をし、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
- 
-

- 3 その地位を利用して、第199条の5（後援団体に関する寄附等の禁止）第1項に規定する後援団体を結成し、その結成の準備に関与して、同項に規定する後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくは他人をしてこれらの行為をさせること。
- 4 その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
- 5 公職の候補者又は公職の候補者になろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを申しいで、又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行に当り、当該申しいで、又は約束した者に係る利益を供与し、又は、供与することを約束すること。

## 日本臨床検査技師連盟加入状況について

8月末現在での各都道府県の加入人口数は次のとおりです。当連盟に賛同する方の加入をお待ちしております。

北海道	209	石川県	262	岡山県	356
青森県	56	福井県	6	広島県	257
岩手県	48	山梨県	14	山口県	133
宮城県	76	長野県	44	徳島県	49
秋田県	29	岐阜県	58	香川県	101
山形県	21	静岡県	5	愛媛県	104
福島県	166	愛知県	258	高知県	39
茨城県	158	三重県	21	福岡県	392
栃木県	156	滋賀県	22	佐賀県	101
群馬県	70	京都府	33	長崎県	212
埼玉県	306	大阪府	78	熊本県	291
千葉県	24	兵庫県	67	大分県	111
東京都	265	奈良県	134	宮崎県	11
神奈川県	50	和歌山県	101	鹿児島県	64
新潟県	53	鳥取県	53	沖縄県	9
富山県	5	島根県	55	その他	1